

宍粟市 VR 動画等制作業務仕様書

1 業務の名称

宍粟市 VR 動画等制作業務

2 業務の目的

本業務は、宍粟市の豊かな森林資源等を活用したアクティビティや観光地を主に催事場のブース等で紹介し、交流人口及び関係人口の増加、森林と触れ合う機会の創出や森林資源の活用の普及を図ることを目的に VR 動画を制作する。

3 履行期限 契約日の翌日から令和 7 年 3 月 17 日まで

4 納入場所 宍粟市役所本庁舎 2 階 産業部 商工観光課

5 業務内容

受託者は、本業務の目的等を十分理解し、VR 動画制作に係る全ての業務を行うものとする。

(1) 企画・構成

VR 動画制作の企画・構成は以下のとおりとする。

- ①当該仕様書及び企画提案書を基に、委託者と協議を行い、内容を決定する。
- ②決定した内容を基に、VR 動画の構成を作成する。

(2) 撮影

企画構成に基づき、VR 動画の制作に必要な映像の撮影を行う。

撮影場所等は、次のとおりとする。

①撮影場所及びアクティビティ等の内容

- ア、赤西溪谷（セラピーバイク及び森林セラピー）
- イ、最上山公園もみじ山（紅葉）
- ウ、音水湖（カヌー）
- エ、ちくさ高原スキー場（スキー）

- ②アクティビティの体験を撮影する際の実演者は、委託者が準備するものとする。
- ③撮影に際し、使用料等が発生する場合は、受託者が負担するものとする。
- ④撮影日は、委託者と協議を行い決定する。

(3) 編集

撮影した映像の加工、編集、音楽、テロップの挿入等の編集作業を必要に応じて行うものとする。なお、字幕は日本語及び英語の二カ国語表記とする。VR 動画の完成までに、発注者による複数回の内容確認及び修正等の指示を受けるものとする。VR 動画の内容については次のとおりとする。

- ①ロング版（3分程度）、ショート版（1分程度）の動画を制作すること。

②動画にクレジットを挿入すること。内容は委託者との協議のうえ、決定する。

③音楽(BGM)、字幕、画像等を適宜挿入すること。

④BGM 等用の音楽素材の使用に関して、基本的にオリジナル又は、フリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いを含めた一切の手続き等を受注者の負担により行うこと。

⑤一般の観光客等が写る場合は、顔をぼかす等の処理を加える、本人から使用許諾を書面で得るなど、肖像権を侵害しないようにすること。

(4) 視聴環境の整備

制作した VR 動画の視聴に必要な VR ゴーグルを納品すること。受託者は、委託者が指定する者（宍粟市の職員等）に対し、基本的な VR 動画操作方法の指導を行うこと。併せて操作マニュアルを作成すること。

6 成果品

成果品の内容及び納品については、次のとおりとする。

(1) 内容

①VR 動画データ

動画は VR ゴーグル再生用、YouTube 再生用、PC 再生用のそれぞれ 3 種類を用意すること。なお、ファイル形式などは委託者と協議のうえ、決定する。また、動画は 4 K 対応の画質とする。

②デバイス

VR ゴーグルは、Meta 社製 Meta Quest3 と同等以上のものとする。（Wi-Fi などインターネット接続が無くても利用可能な仕組みであること。また、PC 接続をしないスタンドアロンで使用できること。）

(2) 納品

①VR 動画データ

成果品は電子媒体（DVD-R 等）に保存して納品すること。また、コピーや編集等ができる状態で提出すること。

※成果品の所有権、著作権、利用権は宍粟市に帰属するものとする。

②デバイス

VR ゴーグルは、4 台納品すること。納品の際に、アプリ等を改めてダウンロードすることなく、再生可能な状態にしておくこと。

7 提案上限額

7, 9 8 6, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税額を含む）

※上限額を超えての提案は無効とする。

8 業務の完了

業務の完了は、成果品を納品し本市の検査を受け、検査合格により完了とする。

9 著作権・肖像権

受託事業者は、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証すること。本事業の成果物に係る権利は、原則委託者に帰属する。また、加工及び二次利用できるものとする。

なお、合理的な理由がある場合はこの限りではないが、留保される権利について、本市に無期限で使用許諾し、一切の権利行使をしないこと。

また、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。

10 留意事項

VR 動画制作にあたり、次の事項を遵守すること。

- (1) 他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないこと。
- (2) 一般の方が不快に感ずるイメージ、言葉、その他の表現でないこと。
- (3) 他からのコピー並びに転用は行わないこと。
- (4) その他の公序良俗、一般常識に反する内容でないこと。

11 その他

本仕様書に定めのない事項については、別途協議のうえ決定すること。

12 問い合わせ先

宍粟市産業部商工観光課観光係

所在地：〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6 本庁舎 2 階

電話番号：0790-63-3127 FAX：0790-63-1282 E-mail：kanko-kk@city.shiso.lg.jp